

V 用語の説明

1 収支項目

家計の収支は消費構造の分析に有用なように、収入については収入源別に、支出については用途別に区分されている。この区分を収支項目といい、その分類方法は「収支項目分類原則」を参照のこと。

ここでは、主な収支項目等について説明する。

- (1) 受取＝実収入＋実収入以外の受取（繰入金を除く。）＋繰入金
- (2) 実収入……世帯主を含む世帯全員の現金収入（税込み）を合計したもの。
実収入＝経常収入＋特別収入
- (3) 経常収入＝勤め先収入＋事業・内職収入＋他の経常収入
- (4) 特別収入＝受贈金＋他の特別収入
- (5) 支払＝実支出＋実支出以外の支払（繰越金を除く。）＋繰越金
- (6) 実支出＝生計支出＋その他の実支出
- (7) 生計支出＝消費支出＋土地家屋購入
- (8) その他の実支出……原則として直接税や社会保険料など世帯の自由にならない支出のこと。
その他の実支出＝直接税（勤労所得税、個人住民税、他の税）＋社会保険料＋その他
- (9) 可処分所得……「実収入」から税金、社会保険料などの「その他の実支出」を差し引いたもので、いわゆる手取り収入のこと。
可処分所得＝実収入－その他の実支出
- (10) 黒字＝可処分所得－消費支出
- (11) 貯蓄純増＝（預貯金－預貯金引出）＋（保険料－保険金）
- (12) 有価証券純購入＝有価証券購入－有価証券売却
- (13) 金融資産純増＝貯蓄純増＋有価証券純購入

2 各種比率

- (1) エンゲル係数……消費支出に占める食料費の割合であり、生活水準の高低を表す一つの指標となる。
エンゲル係数(%)＝食料費÷消費支出×100
- (2) 平均消費性向……可処分所得に対する消費支出の割合である。
平均消費性向(%)＝消費支出÷可処分所得×100
- (3) 選択的支出係数(%)＝選択的支出÷消費支出×100
- (4) 公共的料金負担率(%)＝公共的料金÷消費支出×100
- (5) 公共料金等負担率(%)＝公共料金等÷消費支出×100
- (6) 準公共料金等負担率(%)＝準公共料金等÷消費支出×100
- (7) 対前年（同月・同期）増加率
 - ア 名目増加率(%)＝(当年金額÷前年金額－1)×100
 - イ 実質増加率(%)＝{(100+名目増加率)÷(100+物価上昇率)－1}×100

※ 物価上昇率は、東京都区部消費者物価指数の対応する項目を用いる。

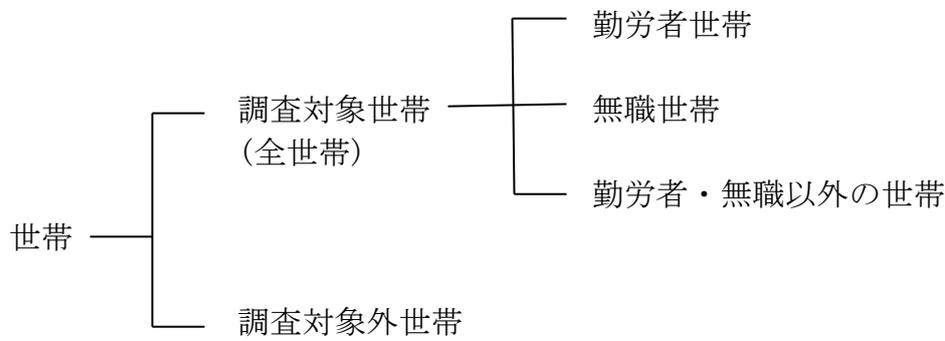
ただし、「消費支出」は「持家の帰属家賃を除く総合」を、「住居」は「持家の帰属家賃を除く住居」、「家賃地代」は「持家の帰属家賃を除く家賃」を、「実収入」、「実収入の内訳項目」及び「可処分所得」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いる。

3 世帯と世帯員

(1) 世帯

世帯とは、住居及び家計を共にする人の集まりである。生計分析調査では、二人以上の世帯を対象としている。これらの世帯を、家計費の主たる収入を得ている人を世帯主として、世帯主の職業により、次のとおり分類する。

〈世帯区分〉



「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などで雇われている世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社（有限等）・団体の役員である世帯は「勤労者・無職以外の世帯」とする。

「無職世帯」とは、世帯主が無職である世帯をいう。

「勤労者・無職以外の世帯」とは、勤労者世帯及び無職世帯以外の世帯をいう。

なお、勤労者・無職以外の世帯の収入は、年間収入以外の収入の調査をしないので、全世帯の集計区分では、支出のみを集計している。

(2) 世帯員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚の子供、住み込みの家事使用人及び営業上の使用人なども世帯員とみなしている。

また、家族であっても、別居中の人、家計を別にしている間借人などは世帯員に含めない。

(3) 世帯の属性分類

- ・世帯類型…世帯を世帯員の続き柄による構成によって分類したものである。
- ・職能形態…世帯を世帯主の就業上の地位等で分類したものである。

4 世帯数分布

区部と市町村部では、抽出率が異なるため、調整した世帯数を1万分比で表したものを。

5 7分位階層別

この階層区分は、調査世帯の生計支出額、年間収入額、勤め先収入額のそれぞれの金額の小さい世帯から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で7等分して作った各グループのことで、額の小さい方から順次、第1から第7（7分位）階層という。

6 住居の所有関係

住居は、その所有関係から次のように区分している。

- (1)「持家」…居住している世帯がその住宅を所有している場合である。未登記又は分譲住宅などで、分割払いの未払い分があっても、居住していればこれに含める。
- (2)「民営借家」…居住している世帯がその住宅を借りている場合で、次の「公営借家」、「給与住宅」に該当しないものである。
- (3)「公営借家」…都営又は区市町村営のほか、都市再生機構、住宅供給公社などの公的機関が市民を対象に経営する賃貸住宅に居住している場合である。
- (4)「給与住宅」…勤め先の会社、官公庁、団体などが職員家族を居住させるために所有管理又は借り上げている住宅に居住している場合である。

7 基礎的支出・選択的支出及び支出弾力性

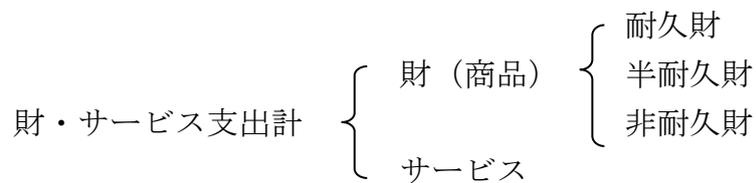
支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化するとき各財・サービス（以下「支出項目」という。）が何%変化するかを示した指標である。

支出弾力性が1.00未満の支出項目は基礎的支出（必需品）に分類され、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当する。1.00以上の支出項目は選択的支出（贅沢品）に分類され、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当する。

8 財とサービス

消費支出（こづかい、交際費、仕送り金を除く。）を財（商品）とサービスに分けて分類したもので、品目分類の結果から組替え集計している。財・サービスの区分は、個々の品目分類ごとに1968年に国連統計委員会が定めたSNA（国民経済計算体系）の家計の財貨・サービスの分類に準拠して定めており、次の体系からなる。

商品については、財の性格、耐久性により更に細区分される。



財（商品）のうち、耐久財、半耐久財、非耐久財の区分は、原則として次の考えによる。

- (1) 耐久財…家計が取得購入する財（商品）のうち、予想耐用年数が1年以上、かつ、比較的高額なもの。
- (2) 半耐久財…家計が取得購入する財（商品）のうち、予想耐用年数が1年以上だが、耐久財ほど高額ではないもの。
- (3) 非耐久財…家計が取得購入する財（商品）のうち、予想耐用年数が1年未満のもの。

9 住宅ローン返済世帯と住宅ローン返済のない世帯
土地家屋借金返済の有無による区分である。

10 公共的料金

公共的料金とは、「公共料金等」と「準公共料金等」とからなっている。

公共料金等とは、主として公共料金を含む項目及び公共的施設等を利用する上で必然的に支出を伴う項目を含む。一般概念としての公共料金は、政府や地方公共団体等の機関が、料金の決定や改正に直接関与する料金等を指し、具体例としては総務省の消費者物価指数などで調査分類されている項目があるが、この調査の公共料金等は、収支項目分類上の制約等から、その内容とは必ずしも一致しない。

準公共料金等とは、民間の流通機構又はサービスの提供によるものではあるが、公共料金と代替的關係にある項目並びに物価動向及び都民生活上公共料金等に準じる重要な支出項目を含む。

なお、この分類は、品目分類によっている。含まれる品目は、年報統計表第12、27表、月報統計表第11、12表参照。